

輸出用の航空製品についての安全証明書等交付規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 安全証明書、適合証明書の交付
- ② 手続根拠 : 輸出用の航空製品についての安全証明書等交付規則第3条第1項
- ③ 手続対象者 : 航空製品の製造、整備又は改造を行う者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 輸出用の航空製品についての安全証明書等交付規則第3条による。
製造等に係る事業場の所在地（受検希望地）が静岡県、長野県、新潟県以東の場合：
東京航空局保安部航空機検査官室
製造等に係る事業場の所在地（受検希望地）が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合：
大阪航空局保安部航空機検査官室
- ⑥ 手数料 : 輸出用の航空製品についての安全証明書等交付規則第6条による。
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 安全証明書（適合証明書）交付申請書（輸出用の航空製品についての安全証明書等交付規則第3号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：
 - 東京航空局保安部運用課 03-5275-9321（内線 7517）
 - 大阪航空局保安部運用課 06-6949-6229（内線 5217）
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：
 - 東京航空局保安部航空機検査官室 03-5275-9325（内線 7584, 7585）
 - 大阪航空局保安部航空機検査官室 06-6949-6235（内線 5263, 5264）

3. 手続情報

- ① 審査基準 : （安全証明書）
航空法第10条第4項（航空法施行規則第14条）
通達「耐空性審査要領」（昭和41年空検第381号）
（適合証明書）
輸入国から通知された要件
- ② 標準処理期間 : 1ヶ月
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）